

森林火災にご注意ください！

お問い合わせ先

林 務 課
☎0959-72-2094
林務課(上五島)
☎0959-52-4650

4月上旬、五島市内において森林火災が発生しました。幸い人的被害はありませんでしたが、乾燥した気候と強風により火の手が一気に広がる危険な状況となりました。

今後も気象条件によって火災のリスクが高まる恐れがあります。地域の自然と暮らしを守るため、以下の点にご注意ください。



- たき火は風の強い日に行わない
- タバコのポイ捨ては絶対にしない
- 枯れ草や落ち葉などの焼却は控える
- キャンプやバーベキューなど、火を使う場面では火の後始末を確実に行う
- 火災を見かけたときは、すぐに119番通報

火災は、「ちょっとした油断」からでも簡単に発生します。私たち一人ひとりの意識と行動が、自然と暮らしを守ります。これからも安心して暮らせるまちであるために、火の取り扱いには十分ご注意ください。ご協力よろしくお願いします。

家畜排せつ物について適正な管理と処理をお願いします

お問い合わせ先

家畜衛生課
☎0959-72-3379

家畜ふん尿や畜産に起因する汚水などの家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（**家畜排せつ物法**）」で**適正な管理と処理が義務付けられています**。

家畜排せつ物の処理や保管には、守るべき基準（「**管理基準**」）がありますので、以下の管理基準を守り、野積みや素掘り等の不適切な処理をしないようにしてください。

<管理基準>

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ア ふんなどの固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床をコンクリートや遮水シート等の**不浸透性材料で築造し**、適当な覆いと側壁などを設ける
- イ 尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、**不浸透性材料で築造した貯留槽**とすること

2 管理の方法に関する基準

- ア 家畜排せつ物は、**管理施設で管理**すること
 - イ 管理施設の**定期的な点検**や**修繕**等、装置の**維持管理を適切に行う**こと
 - ウ 家畜排せつ物の**年間の発生量**、**処理の方法**、**処理の方法別の数量**について**記録**を行うこと
- ※ 飼養規模が小規模（牛・馬 10 頭未満、豚 100 頭未満、鶏 2,000 羽未満）の場合は、管理基準の適用対象外ですが、適切な処理自体は義務ですので、不適切な処理はしないようにしてください。

管理規準に違反し、

- ・「報告の聴取及び立入検査」に対して報告しなかったり検査を拒んだり等をした場合、20万円以下の罰金
- ・「命令」に違反した場合は50万円以下の罰金を科せられることがあります。